

質 問

私が経営している会社が民事再生の申し立てをした場合、下請けで運送をしてもらっている先との関係はどうなりますか？ できれば迷惑をかけたくないのですが、可能でしょうか。

民事再生：下請けに迷惑をかけたくない

Q&A

企業再生への道



ルート法律事務所
高山智行弁護士
電話 06 (631
1) 0065 番

民事再生法の申請を行った場合、原則として、すべての債権（税金や労働債権などを除く）について支払いを停止した上で、大幅な免除を求めることとなります。そのため、下請け業者への支払いを行うことができず、少なからず混乱が予想されます。下請け業者といっても、個人営業のドライバーなどは実質的に「労働者」と認められる場合があり、労働債権として支払いを継続することも可能です。労働者として認められるためには、次の事情が考慮されます。

①あなたの会社の指揮命令に服しているか。出

退社時間や運送ルートがあらかじめ指定されている場合、労働者として認められやすいといえます
②業務に必要な設備を会社が提供しているか。あなたの会社のトラックを使用させたり、あなたの会社の制服を貸与して下請け業務を行わせている場合は労働者と認められやすいといえます
③下請け業者に独自の組織があるか。下請け運送業者が複数の人員を用いてあなたの会社の業務を行っている場合や、あなたの会社以外の業務も行っている場合は労働者と認めることは難しいでしょう。
④そのほか、請負代金の設定の仕方や、下請け業者に独自の屋号があるかという点などが考慮の対象となります。

これらの事情を考慮し、下請け業者が労働者として認められた場合は債務全額の支払いは可能となりますが、下請け業者を、いったん労働者として認めてしまうと、会社としては労働基準法などの規制に従わなければならない可能性がありますので注意が必要です。「労働者」として認められない場合でも、一定の方法によって支払いを行うことも可能です。これについては次回、倉庫業者の例とともに説明いたします。